

脱炭素・GREEN×EXPO推進・
みどり環境・資源循環委員会
令和8年3月13日
資源循環局

新たな喫煙禁止地区の指定について

1 趣旨

日吉駅は複数の路線が乗り入れ、市内第4位の乗降客数を有するターミナル駅で、周辺には教育機関や商店街があり人通りが特に多い地域です。喫煙状況や長年の地域からの要望等を踏まえ、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」第11条の2に規定する喫煙禁止地区について、新たに日吉駅周辺を指定します。

<参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（抜粋）>

第9条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくることが特に必要と認められる地区を**美化推進重点地区として指定**することができる。

第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を**喫煙禁止地区として指定**することができる。

2 前項の規定は、その区域を告示することにより行うものとする。

2 指定する区域

【区域】

喫煙禁止地区のエリアは、美化推進重点地区と同一のエリアとします。

【喫煙所】

区域内に喫煙所を整備(事業者寄付) 予定

形態：密閉型喫煙所（定員約10名）

設備：脱臭装置、冷暖房 等



3 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月 喫煙禁止地区 指定の告示

6月 喫煙所工事着手

7月 喫煙所供用開始

標識、路面標示の設置

8月 喫煙禁止地区指定



喫煙所イメージ

4 周知方法（予定）

- 広報よこはまへの記事掲載
- 公共施設等へのポスター掲示
- 交通広告の掲出
- 標識、路面標示の設置 など



路面標示



標識